

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年3月8日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 清水正二君 | 副委員長 | 藤田悟君 |
| | 八代静枝君 | | 坂本一之君 |
| | 山本英俊君 | | 藤原正夫君 |
| | 小浦宗光君 | | |

欠席委員（なし）

傍聴議員（11名）

| | |
|--------|--------|
| 河野勝彦君 | 小澤重則君 |
| 松井豊君 | 斉藤芳夫君 |
| 米山昇君 | 山本今朝雄君 |
| 有泉庸一郎君 | 内藤久歳君 |
| 名取國士君 | 池神哲子君 |
| 保坂芳子君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----------|--------|
| 建設産業部長 | 花形保彦君 | 上下水道部長 | 猪股兼幸君 |
| 建設課長 | 米山徳彦君 | 都市計画課長 | 武川訓君 |
| 農林振興課長 | 今村親弘君 | 商工観光課長 | 花輪正純君 |
| 下水道課長 | 廣島眞君 | 上水道課長 | 飯沼覚君 |
| 建設総務係長 | 新海順一君 | 建設管理係長 | 長谷川秀明君 |
| 建設土木係長 | 小林信生君 | 建築開発指導係長 | 三沢宏君 |

| | | | |
|---------------|-------|--------|-------|
| まちづくり 推進係長 | 丸山英資君 | 農林振興係長 | 下笹俊彦君 |
| 農林土木係長 | 寺島信君 | 商工労働係長 | 飯沼源治君 |
| 下水道 総務係長 | 山田洋君 | 建設管理係長 | 長田茂君 |
| 下水道 総務係長 | 二宮仁君 | 施設管理係長 | 水川良一君 |
| 工務係長 | 三井浩君 | | |

職務のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 金丸博 | 書記 | 小澤明 |
| 書記 | 興石文明 | 書記 | 松井恵美 |

開会 午前 9時25分

○書記（松井恵美君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

連日のご参集、大変お疲れさまでございます。

これより建設経済常任委員会を開会いたします。

初めに、委員長よりご挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。それでは、清水委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 改めまして、おはようございます。

本会議に続いて、連日のご参集、委員各位にはご苦労さまでございます。

今週から非常にめっきりと春らしくなりましてなんですけれども、日中と朝夕の気温差が非常に激しくなり、風邪を引きやすくなっております。3月定例会、長丁場の中ですが、体調管理には十分気をつけていただきまして、本日の本会議において付託されました議案審査を行いますので、慎重審査と闊達なご意見をいただきまして、また、円滑な進行にご協力をお願いいたしまして、私の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会します。

○委員長（清水正二君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案審査を行います。

審査については一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思っております。

なお、本日は委員会条例第19条第1項の規定により、委員外議員の傍聴を許可しますのでご承知おきください。

審査については、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思っております。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

審査に入る前にお諮りします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した審査日程

予定により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは初めに、条例等の審査を行います。

議案第21号 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） ご苦労さまでございます。

それでは、議案集の67ページ、それから定例審議会資料の23ページから25ページまでになります。一緒に説明をしたいと思います。

議案第21号 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

まず、道路法施行令の改正の背景ですが、昨年12月、太陽光発電設備及び風力発電設備を道路区域内に設置したいという要望が国に寄せられました。国の規制制度改革に係る方針、これが23年4月閣議決定されておまして、太陽光発電設備等についても道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論が出てきております。

よって、道路法施行令が改正となり、新たに道路法施行令の第7条の道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等に、次の2号が追加されました。2号として「太陽光発電設備及び風力発電設備」、3号として「津波からの一時的な避難場所として機能を有する堅固な施設」、それが追加となりました。

内容ですが、占用許可対象物件として、太陽光発電設備等及び津波避難設備を追加したことにつきましては、太陽光発電設備等及び津波避難施設に係る道路占用の場所の基準等について、地面に接することを認める道路の部分は車道以外——要は歩道とかそういうところですね——に設ける場合には一定の幅員、歩道を狭めてはいけませんよという内側構造令等の条例がありますけれども、これは2メートルということになりますから、最低2メートルの確保はしなさいということとなっております。

施行令は、占用面積を1平方メートル当たり1年間占用しますと1,000円ということで施行令はなっております。この一部改正施行令はことし4月1日から施行することになっておまして、この施行令の改正で山梨県に確認をしたところ現在検討中ということで、本年6月の議会提案を考えており、当然遡及適用というような形で対応するようでございます。国の同様の占用料を今徴収しようという方向で検討に入っているということです。

また、近隣の市の状況を調査したところ、施行令の改正の情報が遅かったということから、この3月の議会へ条例改正の対応をしていない市町村がほとんどでございます。甲府市とか県の動向を見ながら、条例改正については6月議会へ提案を検討しているということのようございました。

甲斐市としては現実に4月から、この引用条文でほかの幕とか芝とか、そういうものがあるんですが、それが、施行令が変わることによって条例が適用にならないという問題が出てきますので、南アルプスも同じでありまして同様の対応をします。道路施行令の第7条の号数を改正によって行うということ、そののみを改正する。別表に、当面、太陽光発電設備及び風力発電設備のそれは表記しませんが、占用料を徴収しないということになりますけれども、県や近隣市町村の対応状況を踏まえる中で、早い段階で、恐らく6月議会になるかと思いますが、条例改正案をお願いするようになることもありますので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、条例改正ですが、道路法施行令の改正に伴いまして、甲斐市道路占用徴収条例の別表において道路施行令を引用しております部分がありますので、別表の引用号数を2号ずつ繰り下げる改正を行うものであります。具体的には、審議会資料の24ページ、25ページに新旧対照表がありますので、そこを見てください。

24ページのほうが新でありまして、25ページが旧となります。下線の部分が改正する部分であります。25ページの旧の表の占用物件、左の上になりますけれども、「令第7条第1号」を、新の表の占用物件の左の欄にあります「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下、「令」という。）第7条1号」に改めるもの、これは、現在条例が道路施行令と実は表記してありませんでして、今回の改正に基づきまして法律施行令の名前と法令番号を追加する改正でございます。

次に、旧の表の占用物件の幕等々下にあるんですが、下の令第7条2号から同条第8号については、新しい表のほうのように道路施行令第2条の2号以降の2号ずつ繰り下げる改正、7条2は7条4という形で改正するというところに、左側になっております。その改正が今回の改正であります。

それでは、議案集にもう一度戻っていただきまして、67ページです。附則でございます。施行期日ですが、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由、道路法施行令の一部改正に伴い、該当する引用規定について所要の改正を行う必要がある、これがこの条例案を提出する理由であります。

説明は以上であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これにより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これにより議案第21号 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第21号を終わります。

次に、議案第36号 市道路線認定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） それでは続きまして、議案第36号、議案集は133ページになります。お願いします。

市道路線認定の件について説明させていただきます。

市内の民間の宅地開発によりまして新設された道路につきまして、道路法第8条第1項の

規定により、次の路線を市道として認定するものであります。

ごらんのとおり竜王地区の4路線の市道認定をお願いするものでありまして、番号561のみ詳細に説明します。

路線名、下冷久保宅造2号線、議案集のほうでお願いします。起点、玉川字下冷久保727番5地先から玉川字下冷久保727番8地先まで、延長42.6メートル、道路敷の幅員は5.5メートルから9.8メートルであります。ほか3路線は、番号562山宮寺宅造1号線、番号563山宮寺宅造2号線、番号564十二名宅造4号線はごらんのとおりでございます。4路線の総延長138.00メートルとなっております。

審議会資料の29ページ、30ページに図面がありますので、位置、路線番号、路線名、延長、幅員を表記しました。確認をお願いしたいと思います。

議案集のほうへ戻っていただきまして、提案理由です。

市の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある、これがこの案件を提出する理由であります。

説明は以上であります。ご審議よろしく申し上げます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） ちょっと1つだけ質問させてもらいますけれども、562号と563号ってありますよね。これは路線がくっついていて丁字路みたいになっているんですけれども、こういうのは1本にできないもんですか。例えば宅造1号線、2号線2つに分けなくて1本にできるとするには、そういうことはできないわけですか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） お答えします。

従来の道路法の考え方が、そういう開発内でも中に入って、宅造1号線、その奥を宅造2号線というような形をとっておりましたので、今回はそういう形で表記して認定をお願いしたわけですが、これはもう少し検討して、同じ開発内のものであれば、起点、終点ですから、例えば周りをぐるっと回って起点から終点、ただその中に1本入ってるよという横の、これは宅造2号線というような格好になりますので、これはルール上そういう形をとり

ながらということになっています。

ただ、今回のこれ見ていただいたとおりでございますので、今回この前例に従ってやらさせていただきますたいということと、今、貴重なご意見をいただきましたので、次からもう少し検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

八代委員。

○委員（八代静枝君） この4件は先ほどちょっと宅地造成のときに残ったっていうか、そういう部分を今回するっていうことだと思うんですけども、これは古いものなんですか、市道にされる前の宅地造成というか、開発したっていう年度というか、年は。

○委員長（清水正二君） 米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） これは24年に民間開発されたものに対しまして、開発の検査済みがおおりて当然分譲地ですから家を建てる。この検査済みがおおりた場合には事前に家を建てることもできる、接道条件もオーケーということですが、市としては認定をしっかりと、議会の議決を経て、それで若干おくれるわけですね。当然、市道認定になればこれは交付税の対象にもなりますし、私たちの管理区域ということになりますので、そこでこういう道路法の規定によって認定をします。よって、開発関係はその前の年に全部済んでおりまして、道路検査も全部終わっていると。それを認定をかけるに当たって現場も見ていただいて進めているというのが現状です。

○委員長（清水正二君） 八代委員。

○委員（八代静枝君） これについては、じゃ、みんな24年ですか。古いもので、24年からこれまでの間は私道で使っていたってということですか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

三沢係長。

○建築開発指導係長（三沢 宏君） 今回のこの4路線につきましては24年度の前半に開発行為を行いまして、その新設された道路を市に寄附していただきまして、市のほうで受け取りましたので、市道認定を議会のほうにお諮りしているという状況でございます。

○委員長（清水正二君） 八代委員。

○委員（八代静枝君） 了解しました。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第36号 市道路線認定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第36号を終わります。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時46分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、議案第15号 甲斐市地域振興基金条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） それでは、商工観光課から議案第15号 甲斐市地域振興基金条例の一部改正の件についてご説明いたします。

定例議会の議案集の55ページ、議会資料の8ページの新旧対照表、あわせてお願いいたします。

甲斐市地域振興基金条例の一部改正の件につきましては、第2条中「オートレース双葉場外車券売場の環境整備協力費」の次に「及び競馬法に基づき開催する地方競馬のジョイホース双葉場外馬券売場の環境整備協力費」を加える条例の一部改正です。条例の施行日は4月1日です。

提案理由につきましては、1月22日付で神奈川県川崎競馬組合とジョイホース双葉場外馬券売り場の設置に関する協定書を締結し、ジョイホース双葉場外馬券売り場の売上金により、環境整備協力費が今後甲斐市に支払われることとなり、その諸収入を地域振興の財源に充てる基金に積み立てるために、地域振興基金条例の一部を改正する必要があるためです。

また、地方競馬のジョイホース双葉のオープン予定は、現在、来月4月15日となっております。神奈川県川崎競馬組合との協定書によりまして、ジョイホース双葉から甲斐市に環境整備協力費が支払われるため、平成25年度当初予算案のほうには諸収入と基金積立金にそれぞれ400万を計上しておりますので、あわせてご報告いたします。

以上、議案第15号 甲斐市地域振興基金条例の一部改正の件についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

藤田副委員長。

○委員（藤田 悟君） 今回、こういう改正ということで、どのくらいの収入増を見込んでおられますか。前はあれでしたっけ、すみません。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 今、説明の中でお話ししました、予算的には新年度予算になりますので400万円を計上しました。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の藤田委員の関連になろうかと思えますけれども、この400万を計上する根拠ですよね。売上金の何%とか、そういったものはどんな状況でこういう数字を出したのか。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） ジョイホース双葉、川崎競馬組合との協定書の締結の中では、売上金の0.5%という協定になっております。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○議員（内藤久歳君） はい。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

松井議員。

○議員（松井 豊君） これは川崎の競馬との協定って今ちょっと聞いたんですが、それ以外にも、例えばこれは地方競馬ですから中央も入ってないし、ほかのところとも協定を結ぶこともあるってということですか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） この川崎競馬組合が南関東ブロックの競馬組合に加盟しております。あと、浦和、大井、川崎、船橋、この関東ブロックの馬券を双葉のほうで売るということで、川崎と契約したことによって、関東ブロックの地方競馬のみの販売をするということになります。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 今、私もちょっと聞きたかったことなんですが、ほかに、こういったほかのもので、これからふえていく可能性っていうのはあるのかなって。この旧を見たらあいているじゃないですか。こっちの新で詰まりましたよね。だけど、また書くときにはあけて書くのかなみたいに思ったんですけれども、その辺のところ可能性っていうのはどうなんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） ちょっと意味が、多分、いわゆる公営競技法の4条だと思う

んですが、現在の競輪、競艇、オートレース、競馬、これが4つ認められた我が国の公営競技ですので、それ以外を設置する計画はないと思います。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 先ほど売り上げの0.5%が入るといような説明があったと思いますが、たしかサテライト——競輪ですね——とかは全部1%が入ったような記憶があったわけですが、0.5というのはどういう根拠で0.5になったわけですか。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） お答えします。

これまでの競輪、競艇、オートレースにつきましては、ほとんどが、今、米山議員おっしゃるように1%で環境整備協力費をいただいていた経緯がありますが、地方競馬、中央競馬関係は非常に経費がかかるということで、川崎競馬組合はさきに横浜のほうで、ジョイホース横浜、同じような場外馬券売り場を設置しておりますが、甲斐市と同じ0.5%でやって、浜松のほうも同じ0.5%ということで、うちも1%もらいたかったんですが、他の場外馬券売り場が0.5ということで川崎のほうから強く要請がありまして、こちらも浜松や横浜の状況に合わざるを得なかったということで0.5%という協定書になりました。

○委員長（清水正二君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 確かにサテライト双葉があそこに出るに当たって、今、総売り上げの1%が地元交付金という形で、地元対策費も含めて交付されますよということで、そういう説明も向こうからもあったし、そういうことであればということもあって、市のほうでも——町のほうですね、当時は。町のほうでも同意したというか、やむを得ぬという状況があったわけですが、今言ったように、協定先のほうでそういう要請をされれば認めざるを得ないという状況があったかもしれませんが、そういうことで認めると、じゃ、ほかのほうの例えば競輪とかオートレースとか、オートとかが、経営がうまくないので0.5にしてほしいというふうな申し入れがあれば認めざるを得ないのかどうか。やはり1%ということを決めた以上は1%もらわなければ困ると、そういう出るときの約束だということでやっぱり突っ返して、そうでなければそこへは認めないというか、こちらにはそんな権限はないわけですが、やはりその辺をもっと強く言うべきではなかったかと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 競輪のほうの、当時平成15年だと思いますが、1%に決めたときの経費率と、いわゆる川崎の言い分ですが、ほかの競技と違って生き物を使った競技ということで非常に経費率が高いということで、関連施設、関連経費が他の3公営企業と違った経費がかかっているということで、全国的に見ても競馬に関しては経費率が高い上に、地元貢献するパーセントも若干低くなるということをご理解いただきたいという申し出がありました。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

池神議員。

○議員（池神哲子君） 今のお話ですと、地元貢献するというふうなことであったわけですが、貢献ばかりではなくて、例えばそういうところに出た、この間もニュースで、すっちゃってすごくいらいらして車を傷つけてなんていうことも、最近の例ですけどもあつたり、ここであったわけではないんですけども、そういう状況だと貢献ばかりとは言えないんじゃないかなという気もするので、やはりこれについていろいろもうちょっと、本当に1%ってやったんだつたら、それをもっと固守してほしいなという要望がありますけれども、いかがですか。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 昨年、建設経済のほうもお話ししたんですが、教育関係の職員を含めPTAのほうにも夜行って説明したわけですが、その中で、逆を返せば、警備員がいることによって非常にありがたいというご意見もいただいております。我々も現場へ行って、相当数の警備員が場内にも配置されておりますので、今後も事件、事故がないように事業者には指導していきたいと考えています。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑は。

松井議員、1問です。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第15号 甲斐市地域振興基金条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第15号を終わります。

これで条例等の審査を終了いたします。

引き続き、補正予算の審査を行います。

議案第2号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） それでは、そのようにいたします。

初めに、商工観光課より、第5款労働費、第1項労働諸費及び第13款諸支出金、第1項基金費について説明をお願いいたします。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 続きまして、3月補正についてご説明いたします。

補正予算の説明書26、27ページをお願いいたします。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、13節委託料、012の市民保養所委託事業126万8,000円の減額補正につきましては、市民保養所の委託契約先である3カ所の海の家、4カ所の山の家の利用者が確定し、予算の執行残額を減額補正するものです。

減額補正の内容につきましては、当初予算、海の家、山の家合わせまして、延べ3,840人、360万円を当初予算に計上いたしましたが、長引く景気の低迷等で利用者が伸びなかったことにより、委託事業の実績は予算より1,305人少ない利用者数延べ2,535人で、委託料が233万1,450円となりましたので、予算執行残額126万8,000円を減額するものです。

続きまして、予算説明書34、35ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、12目の地域振興基金費、25節積立金、001の地域振興基金積立金253万7,000円の増額補正につきましては、競輪と競艇の双葉場外売りの売り上げが当

初予算計上のときの算定見込額より増収となる見込みでありますので、13款の12目地域振興基金費の25節積立金を253万7,000円増額補正するものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 質疑がなければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 質疑がなければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで商工観光課関係の質疑を終了いたします。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費及び繰越明許費について、当局の説明を求めます。

今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） おはようございます。よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、農林振興課にかかわります3月補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書26、27ページをお願いしたいと思います。

今回の補正につきましては、国の緊急経済対策によりまして、各種事業を前倒しして対応することによりまして、新たに創設されます地域の元気臨時交付金、これは一般財源の75%相当分を受けることができるということの中で、平成25年度予定をしております事業を3月補正によりまして対応するということが主な内容でございます。

それでは、第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業総務費につきましては、補正前の額が1億3,081万5,000円に對しまして9,300万円の増額をお願いいたしまして、2億2,381万5,000円とするものでございます。

補正額の財源内訳でございますが、国県支出金7,650万円につきましては、国庫支出金であります社会資本整備総合交付金が3,600万円、それから先ほど説明をいたしました地域の元気臨時交付金、これが4,050万円ということで、合わせまして7,650万円でございます。

1,650万円が一般財源となっております。

003竜地溜池管理用地取得事業9,300万円の増額につきましては、前回の常任委員会で説

明をさせていただきますが、公園整備という形の中で整備計画案を説明させていただきます。仮称であります。竜地公園整備事業費のお願いをするものでございまして、第13節の委託料450万円につきましては、トイレの建築の設計監理委託それから下水道の本管設計の業務委託などございまして、第15節工事請負費が8,850万円ということで、公園整備にかかわる整備工事費でございます。

次に、第5目農地費につきましては、補正前の額1億5,132万7,000円に対しまして、1億6,265万円の増額をお願いいたしまして、3億1,397万7,000円とするものでございます。

財源でございますが、補正額の財源内訳でございますが、国県支出金1億2,425万円につきましては、国庫支出金といたしまして地域の元気臨時交付金、これが3,750万円、それから県の支出金でございます8,675万円につきましては、震災対策農業水利施設整備事業補助金、これが3,675万円、それから農業基盤整備促進事業補助金、これが5,000万ということで、合わせまして8,675万円となっております。一般財源が3,840万円でございます。

001土地改良事業1億3,695万円につきましては、震災対策といたしまして、水利施設の調査事業それから農道や水路の改修事業にかかわる経費でございます。

003県営土地改良事業2,570万円につきましては、県営土地改良事業の事業費の増額によりまして事業負担金が増額するものでございます。

第13節委託料3,675万円につきましては、この事業費につきましては補助率10分の10ということでございますが、震災対策農業水利施設整備事業補助金、この事業採択を受けた中で、甲斐市内にございます、9カ所ございますがため池の一斉点検、それから耐震点検等の調査業務委託経費でございます。

第15節工事請負費1億円につきましては、農道、農業用水路の改修、それから先ほど説明をいたしました竜地公園の関係でございますが、この竜地のため池の縮小に伴います水量を確保するための井戸設置にかかわる工事費でございます。

第19節負担金、補助及び交付金2,590万円につきましては、県営土地改良事業でございます。中山間地域整備総合事業の事業費の増額によるものと、あと土地改良団体連合会への特別賦課金でございます。

補正予算説明書37ページをお願いしたいと思います。

次に、繰越明許費についてでございますが、第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業総務費9,300万円につきましては、竜地溜池管理用地取得事業に伴います整備を行います。公園整備にかかわる委託料、それから工事費につきまして繰り越しをお願いするものでござ

ざいます。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費、第5目農地費でございますが、土地改良事業といたしまして1億3,995万円、これにつきましては、県で整備をしております地域用水環境整備事業の事業負担金、それから震災対策農業水利施設整備事業にかかわります調査経費及び農業基盤整備促進事業にかかわります工事費などを事業経費といたしまして、委託料、工事請負費、負担金、補助及び交付金を繰り越すものでございます。

それから、県営土地改良事業といたしまして3,017万5,000円、こちらにつきましては茅ヶ岳東部広域農道及び中山間地域総合整備事業に伴います事業負担金のそれぞれ繰り越しをお願いするものでございます。

以上、農林振興課にかかわります内容でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。

ただいまの説明の、節で言いますと15節工事請負費の中の第6款です。今の1億ということの中の農道水利改良の中に、竜地ため池の水量がないから井戸を掘ってポンプアップするということです。この工事も入っているわけですよ。ため池の雨量が少ないという、そういう意味合いですか、井戸を、ちょっとそこのところ説明をお願いします。

○委員長（清水正二君） 今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） 説明、ちょっと申しわけございません。実はこちらにつきましては、前にも説明をさせていただきました双葉東小学校の校庭拡張に伴いまして、竜地のため池を縮小したという経過がございます。今回公園として整備をする——竜地公園なんですけれども、こちらにつきましては当初の覚書の中ではため池を拡張するという覚書になっておりました。要するに、ため池を縮小した水量を確保するために、ため池の拡張ではなくて、地下水によりましてその縮小された部分を補うというものを、期成同盟会との協議の中で調ったということの中で、今回、国の補助金を利用した中で地下水の井戸の設置工事をこちらの補正の中でやっていきたいと、こういう内容でございます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 今のため池の事実関係をちょっと確認しておきたいんですけども、校庭の拡張に伴ってため池が狭くなったと。昔聞いたところでは、当然水源としての利用も少なくともなっているってということも一つあるんでしょうけれども、運動場を拡張したときにため池の整備もしているんですよね、あわせて。前、聞いたんですけども、水量としては以前より、しゅんせつしたり何かして狭くはなったけれども、水量としては多くなったんだというような説明をちょっと聞いたこともあるんですが、その辺はどうなんですか、事実関係は。

○委員長（清水正二君） 今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） 東小の校庭拡張に伴って、ため池面積が約2,000平方メートルほど狭まったという状況でございます、確かに今ご質問のとおり、当然受益地自体も転用等によって減っているということは事実でございます。ただ、問題は、あくまでも期成同盟会といたしましては、やはり昔、水にかなり苦勞したということで話を聞いております。万が一、水が不足した場合についての対応ということでかなり心配をされておまして、そういう面でやはり覚書に締結されております拡張のかわりに水量を確保するのでどうでしょうかという形で協議が調ったということで、井戸で対応していきたいと考えておりますので、やはり昔から水に対しては、あのエリアかなり心配をされたという状況がございますので、そういう意味で、地下水で対応するという内容でございます。

○委員長（清水正二君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 丁寧に説明していただいたのは、それはもう承知はしているところなんですけれども、そうじゃなくて、要は、面積は減ったんですけども、確保する容量としてはふえたんだと。当然その覚書の中には、狭くなったからそういうことでこっちの土地も確保したんでしょうけれども、そうじゃなくて、狭くなる前に整備しているんですよね、のり面とか。しゅんせつなんかもしていますよね。実際は、水は前のときよりも多くなったんだというような、だからそういうことをよく市でもアピールしたほうがいいじゃないかということで僕が今確認でお聞きしたんですけども。

実際はどうなんですか。昔より多くなったんですよね、容量としては、そういう整備した

ことで。そうじゃないですか、そういうことはないんですか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） 確かにため池の整備は、工事はしております。ただ、問題は、あくまでも水が漏らないように防水シート等を張った中で整備をされたという状況でございますので、水量がふえたということではありません。ただ、問題は、今言ったように、ある程度水が漏れないような体制が整いましたから、あとは水が確保されておりますけれども、特に昨年はかなり竜地のため池も水が少なかったという状況もございまして、期成同盟会のほうでもその辺はかなり心配しているという状況でございます。

○委員長（清水正二君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 県営土地改良事業のところ、ほかのところの2つは国・県の支出金で繰越明許が出るのはわかるんですが、これは一般財源がこれだけ多くて、繰り越しというものは事業がおくれたとか、そういうことで繰明するのか、その辺はどういうあれですか。繰越明許をする理由ということですよ。

○委員長（清水正二君） 今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） こちらにつきましては、当然県営ですから、県で今工事施行している段階でございますが、やはり工事のおくれ等によりまして繰り越し措置をしなければならぬということの中で、今回繰り越しをお願いしているという状況でございます。

○委員長（清水正二君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ということは、本来ならば年度中にできるべきものっていう、これは県がやっていることだからなかなか市が難しい部分ですけども、そういう根拠っていうことですね。

○委員長（清水正二君） 今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） 県のほうで当然事業計画に基づいて進めたわけですけども、やはり工事等のおくれが生じてしまったということでございます。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

名取議員。

○議員（名取國士君） ちょっとお聞きしたいんですけども、今度の9,300万という予算で、地域元気臨時交付金を受けたということで、これは大変いいことだと思うんです。一般財源が1,600万、これでもって、これだけ私も事業ができるってことはすごいなと思うんですけ

れども、本当にご苦労さんでした。滑り込んで、これはとったと思うんですよ。

1つ、こっちの工事請負費の中に、さっきトイレの話が出たんですけれども、公園のトイレの、要は詳細、どのくらいどうってわかりますか、工事費に対して。

○委員長（清水正二君） 今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） ご質問のトイレの関係ですけれども、今現在想定をしておるのが、男子用としまして小が2、大が1、女性用が大2、それから多目的が1ということで、6つの便器を有するトイレを予定させていただいております。

詳細につきましては、この予算におきまして今度は詳細の建築設計のほうをしていきたいと考えております。

○委員長（清水正二君） 名取議員。

○議員（名取國土君） トイレの件も、前にも話出たと思うんだけど、いろいろなことがあるので、明るく、要するに爽やかに使えるように。

もう一つ、多目的の、例のオストメイトのそういう関係も取り入れてもらいたいなど、要望をお願いします、照明も明るく。

以上です。

○委員長（清水正二君） 要望でよろしいですか。

○議員（名取國土君） はい。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで農林振興課関係についての質疑を終了いたします。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩をいたします。

35分から再開いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時31分

○委員長（清水正二君） では、会議を再開いたします。

続きまして、建設課より第8款土木費のうち、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第

3項河川費、第5項住宅費及び繰越明許費について説明を求めます。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） ご苦労さまでございます。

補正予算26、27ページをごらんください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正前の額2億2,638万2,000円、これに対して2,332万円を増額補正しまして、合計額2億4,970万2,000円とするものであります。

財源内訳の国庫支出金935万5,000円につきましては、地域の元気臨時交付金280万円、住宅建築物耐震改修等事業費補助金345万円、それから社会資本整備総合交付金310万5,000円の内訳となっています。

県支出金793万5,000円につきましては、緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業費補助金、緊急木造住宅「わが家の耐震化」支援事業費補助金等でありまして、残りは一般財源ということで603万円であります。

説明欄の012土木総務事業2,332万円につきましては、国が進めております緊急経済対策事業によりまして、県の急傾斜地崩落対策事業において、敷島の前屋地区の事業4,000万円が国の元気臨時交付金の対象になったということから、24年度の市の負担金として400万円を増額補正するものでございます。前倒しでやるということでございます。

また、木造耐震改修事業補助金につきましても、元気臨時交付金の対象となりましたので、平成25年度計上分を含め1,932万円を増額補正するものです。

節別に申し上げます。

13節委託料450万円につきましては、個人木造住宅耐震診断委託料4万5,000円の100戸分でございます。19節負担金、補助及び交付金1,882万円につきましては、急傾斜地崩壊対策事業における前屋地区の負担金が400万円、ほかは木造耐震改修工事業費補助金が1,200万円、改修工事設計事業補助金が240万円、耐震シェルター設置補助金が42万円、耐震関係の改修の合計でございますが、補助金合計でございますが1,482万円であります。

次に、補正予算説明書28ページ、29ページお願いします。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費につきましては、補正前の額9,934万5,000円へ1,300万円を増額補正し、合計額1億1,234万5,000円とするものであります。

財源内訳の国県支出金1,050万につきましては、地域の元気臨時交付金が450万円及び社会資本整備総合交付金が600万円であります。一般財源は250万円であります。

001道路新設改良事業1,300万につきましては、新町本線道路改良工事、延長164メートル

ですけれども、国の元氣臨時交付金の対象となることから15節の工事請負費を増額補正するものであります。

次に、その下の3項河川費の1目河川維持改修費につきましては、補正前の額1億1,550万円へ3,830万円を増額補正いたしまして、合計額1億5,380万円とするものであります。

財源内訳の国庫支出金3,100万円につきましては、地域の元氣臨時交付金1,490万円、それから社会資本整備総合交付金が1,610万円であります。残りは一般財源ということで730万円であります。

002河川改修事業の3,830万円につきましては、水路改修工事の竜王地区、この甲斐市役所の西側ですが、職員駐車場沿いにあります水路でありまして、市道篠原田福線という道路があります。それに沿って流れている水路の改修工事、延長100メートルをやるとということと、万才河原の本線水路改修工事、最終年度になりますけれども、これも100メートルについて元氣臨時交付金の対象地になっておりますので、増額補正をするものであります。

節別では、13節委託料につきましては篠原田福線水路改修工事の測量経費の測量設計委託料ということで330万円、15節工事請負費につきましては2本の水路改修工事の3,500万円でございます。

次に、補正予算30ページ、31ページをお願いします。

8款土木費、5項住宅費、2目住宅建設費につきましては、補正前の額4,754万円から255万2,000円を減額補正しまして、合計額4,498万8,000円とするものであります。

財源内訳ですが、財源更正をするものでありまして、当初国庫支出金1,915万2,000円のうち、住宅局の管理する社会資本整備総合交付金というのがありまして、冷間の再開発事業を進めている中で対象にならないものがあるということの中で、その再開発事業の中でメイン道路、外周道路、道路整備等につきましてはまちづくり交付金と。都市局のほうの対象になるということの中で、まちづくり交付金を240万円増加し、国庫支出金を全体で1,207万5,000円としたことでありまして、それから入札執行差金も減額ということの中で、今回国庫支出金を707万7,000円減額するものであります。先ほど申し上げたように、造成工事設計委託、それから建築工事の設計委託の入札によりまして執行残額は300万円ありましたので、その減額もなっております。

繰入金457万6,000円を増額につきましては、国庫のそれが出ないということもありまして、市営住宅事業基金繰入金であります国庫支出金の減額分について充てたものであります。残りは一般財源の5万1,000円を減額するものであります。

001市営住宅整備事業255万2,000円減額につきましては、(仮称)冷間団地再開発事業に係る費用において、地形用地測量造成工事設計委託料の執行残額が200万円、建築工事設計委託料の執行残額が100万円、計300万円を減額し、建築確認申請手数料を増額するものであります。

次に、節別で説明しますと、12節役務費44万8,000円ですが、住宅1期18戸1棟ということで、1号棟、2号棟を25年度につくるわけですが、この建築確認申請手数料を当初計上すべきでありましたけれども、計上してなかったということで、今回補正増をお願いするものであります。

13節委託料につきましては、地形用地測量造成工事設計委託料の執行残額が200万円、建築工事設計委託料の執行残が100万円ということで、合計300万円を減額するものであります。

次に、補正予算37ページを開いてください。

繰越明許費の補正について説明をさせていただきます。

この一番下の8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務事業費であります。明許繰越費2,500万円を追加するものであります。説明欄にありますように、土木総務事業において急傾斜地崩落対策事業の負担金400万円、前倒しによるものと、地震ハザードマップ作成ですが、県が今年度行っている液状化マップの見直し情報と整合性を図ることになっておりますが、県の見直し事業がおくれております。地震ハザードマップの成案が3月下旬になる予定でありますので、このため地震ハザードマップの冊子印刷、全戸配布ということになりますけれども、その事業を25年度に繰り越して実施をするということでお願いするものです。繰越額は168万円でございます。

なお、県から2日ほど前に連絡がありまして、液状化の調査結果ができたということでございますので、近日中に担当者を集め説明会を行うそうでございますから、年度内にはこれができるということでございます。

また、住宅耐震改修事業につきましては、元金臨時交付金の関係で前倒し執行分として1,932万円繰り越しをお願いするものでございまして、合計2,500万円ということになります。

節別では、11節需用費、これは地震ハザードマップの印刷168万円、13節委託料は木造耐震診断委託料450万円、19節負担金、補助及び交付金については1,882万円、これは急傾斜地の関係と木造住宅の耐震関係の合計でございます。

38ページをお願いします。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費ですが、繰越明許費2,000万円を追加

するものでございます。

説明欄にありますように、道路新設改良事業の中で、元気臨時交付金の関係で新町本線道路改良工事を前倒し執行分の繰り越すものと、赤坂四ツ谷線の支線道路改良工事につきましては、設計もできて、現地において地権者と話をしたところ、地権者との話がちょっと延びておりますので、これは繰り越しさせていただいて執行したいということで2,000万円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、下の8款土木費、3項河川費、1目河川維持改修費でございますが、繰越明許費4,480万円を追加するものであります。

説明欄にありますように、河川改修事業の県道島上条宮久保絵見堂線災害復旧工事委託料につきましては、昨年6月の台風で市の占用している河川の影響で道路が陥没したことにより、県の災害復旧工事において河川改修工事を委託しておりますが、県の工事が本年5月末に完成予定ということですから250万を繰り越すものと、それから元気臨時交付金の関係で篠原田福線水路改修工事設計委託料330万円の繰り越しをお願いするものです。

次に、工事請負費の3,900万円の中で、敷島地区の大栄石原田地内排水路設置工事につきましては、これも地権者との話がちょっと延びておりまして、年度内に完成できないということの中で繰り越しをお願いするものです。

次に、元気臨時交付金の関係で、篠原田福線水路改修工事それから万才河原本線水路改修工事を前倒し執行分として繰り越しを追加するものでございます。

以上です。ご審議をよろしく申し上げます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 住宅耐震の補助事業についてちょっとお伺いします。

これは1月の、多分国の緊急経済対策ということの、何ていいますか、変わったということで上乘せということがあったんじゃないかならうかと思えますけれども、この間、樋泉議員の一般質問の中で、住宅リフォームの場合も住宅耐震のこの事業は同じということで、意味合いということですか。ちょっとこの点をお願いします。

○委員長（清水正二君） 三沢係長。

○**建築開発指導係長（三沢 宏君）** まず、30万円の上乗せにつきましては、元気臨時交付金、また国の補助等ありまして、この補正で盛りさせていただいておりますけれども、住宅リフォームの耐震改修とあわせてリフォームを行う場合の予算につきましては、国のほうの補助はありますけれども、元気交付金等を充てることができませんので、25年度の当初に予算計上しております。こちらのほうの30万円の上乗せと、もちろんリフォームのほうを4月1日から事業を展開しますので、そちらのほうをあわせて市内の業者を使うことによって同時に行うことが可能であります。

以上です。

○**委員長（清水正二君）** 藤原委員。

○**委員（藤原正夫君）** この8款の土木費の中の1項の土木総務費の中に、13節に委託料が450万円ってあるんですけれども、先ほどの説明だと4万5,000円の、これはあれですか、耐震診断が100戸分ということですか。設計料じゃなくて、設計者の耐震診断ということですか、もう一回。

○**委員長（清水正二君）** 三沢係長。

○**建築開発指導係長（三沢 宏君）** まず、13節のほうにつきましては、耐震診断1件当たり4万5,000円ですので、こちらのほうを100戸分450万計上しております。あわせて19節のほうに改修の補助金としまして、こちらのほうが一般の世帯が6件、高齢の世帯が6件ということで1,200万円、そして設計の支援ということで、こちらのほうが最高で20万円ですので、20万円の10戸分240万円、そして耐震シェルターということで一般が1件、高齢が1件ということで、合わせて42万円の予算を計上しております。

以上です。

○**委員長（清水正二君）** 藤原委員。

○**委員（藤原正夫君）** 4万5,000円が100戸分で450万円ですけれども、これは100戸分ということは、その前の前年度とかそういうのはどのぐらいですか、数はわかりますか。年間100戸なんて、とても。

○**委員長（清水正二君）** 三沢係長。

○**建築開発指導係長（三沢 宏君）** まず今年度の24年度の状況ですけれども、6月補正、また、12月補正させていただきまして、100戸分、今予算を持っています。そして、今現在、約90件の申し込みがあります。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 河川改修事業のうちの篠原田福、万才河原、この2個について、先ほど説明だと設計費が330万ということだったようなふうに聞こえたんですけども、工事費はそれぞれどのぐらいずつかと、これで終わるんですかということを知りたいんですけども。

○委員長（清水正二君） 小林係長。

○建設土木係長（小林信生君） 委託料の330万につきましては篠原田福線の委託料です。万才河原につきましては、当初の年度に全て設計が終わっておりますのでありません。

工事費につきましては、篠原田福線が1,500万、万才河原本線が2,000万を予定しております。万才河原本線は4年目でございます、こちらの工事で完了となります。また、篠原田福線につきましては、延長300メートルございますので、その3分の1ということで、あと通年でいくと3年かかるという形ですが、そちらのほうも国のほうと折衝してなるだけ早目に完成するように努力していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 道路費の住宅建設費の中で、先ほどの説明で役務費の中で44万8,000円、これは建築確認申請をしていなかったということで、工事費を進めていくために非常に基本的な部分で計上していなかったってことの補正だと思うんですけどね。その点については、何で忘れたというか、見落としたというか、そういう部分があるかと思いたんですけども、その辺はどういうあれですか。

○委員長（清水正二君） 米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） 議員さんのおっしゃるとおり、当初予算の段階で、建築確認を当然年度最後に提出するということですから、その手数料関係を盛っておかなきゃならなかったんですけど、ちょっと落としてしましまして今回お願いするという内容です。

○委員長（清水正二君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そういうことだと思いますけれども、こういう初歩的なことに関しては、やっぱりきちっとやっていかないと、この補正で済めばいいという問題じゃなくて、こういうこともしっかりとやっていかないとまずいと思うので、今後こういうことのないように努力していただきたい、これは要望でいいです。

○委員長（清水正二君） 要望でよろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

名取議員。

○議員（名取國土君） 27ページのところで、負担金、補助のところで、たしかシェルターで42万って今さっき聞いたんですけども、シェルターの補助金が42万ということ、その辺の内訳はどうですか。

○委員長（清水正二君） 三沢係長。

○建築開発指導係長（三沢 宏君） シェルターにつきましては、一般の世帯が18万円、高齢の世帯が24万円ということで、1件ずつ予算計上しております。

以上です。

○委員長（清水正二君） 名取議員。

○議員（名取國土君） ありがとうございます。

それで、シェルターは、去年までが、甲斐市がたしか3件とかって、シェルターの補助で聞いたんですけども、その後の使用率というか、上がっていますか。

○委員長（清水正二君） 三沢係長。

○建築開発指導係長（三沢 宏君） シェルターにつきましては、23年度に3件ありましたけれども、その後要望というか、そういうのはありませんので、今のところ23年度に3件実施しております。

以上です。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、第8款土木費、第4項都市計画費及び繰越明許費について、当局の説明を求めます。

武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） ご苦労さまです。

それでは、都市計画課の補正についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の28、29ページをお願いいたします。

第8款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費の014の塩崎駅周辺整備の事業で3億280万の増額をお願いするものであります。

今回の補正につきましては、国の緊急経済対策における24年度補正を受けまして、社会資本整備総合計画に位置づけられております塩崎駅周辺整備事業のうち、アンダーガード拡幅事業に係る経費を25年度に予定をしておりましたが、社会資本整備総合交付金の追加配分、また、地域の元気臨時交付金がそれぞれ交付されることにより、拡幅事業の経費の一部を前倒しし、補正をお願いするものでございます。

アンダーガードの拡幅事業につきましては、今月中に設計の協定の締結を予定しております。締結後詳細設計に入る予定であります。また、拡幅工事につきましては、設計が完成次第、施工協定の締結を行いまして工事に入っていく予定であり、工事着手につきましては、おおむね本年の9月ごろを予定しているところでございます。

今回の補正につきましては3億280万円をお願いしているところでございますが、財源の内訳としまして、国県支出金2億5,780万円、これにつきましては先ほど説明をいたしました。社会資本整備交付金が1億2,000万円、地域の元気臨時交付金が1億3,780万円となっております。残り4,500万円につきましては一般財源であり、合計3億280万円の増額の補正となります。

それでは、節ごとに説明をさせていただきます。

13節の委託料2億8,400万円につきましては、塩崎駅のアンダーガードの委託工事費であります。15節工事請負費2,000万円の減額につきましては、塩崎駅周辺整備事業の工事のうち一部金額が確定したことにより減額をするものでございます。19節の負担金、補助及び交付金3,600万円につきましては、塩崎駅の施設工事に対します施工協定に基づく工事費を増額するものであります。次の28節繰出金280万円につきましては、市道新町山本線に係ります水道の布設がえの工事に伴い水道事業へ繰り出すものでございます。

次に、3目下水道の繰出金1,629万1,000円の減額につきましては、下水道事業特別会計、合併浄化槽事業特別会計への繰出金をそれぞれ減額するものであります。

詳細につきましては、それぞれの特別会計でご説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、予算説明書の39ページをお願いいたします。

繰越明許の変更であります。繰越明許費につきましては、第8款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費の塩崎駅周辺整備事業についての繰り越しの変更をお願いするものであります。

内容といたしましては、塩崎駅周辺整備に係ります工事費等を昨年6月議会において9億6,728万3,000円の繰り越しの手続をさせていただきました。今回、先ほどご説明をいたしました前倒し分のアンダーガードの拡幅工事に係る経費等の補正をお願いしましたが、その補正額3億280万円と双田線の電柱等の移設に係る補償費1,250万円を加えた3億1,530万円の繰り越しの追加をお願いするものであります。

内容につきましては、13節の委託料、括弧内の数字が補正前の金額でありまして、前回繰り越しをお願いした塩崎駅南北のスロープ等の工事委託費1億9,200万円に今回アンダーガードの拡幅経費の2億8,400万をお願いしておりますので、合計で4億7,600万となります。

15節が工事請負費、前回の双田線の改良工事、また、新町大袋線塩登橋の歩道橋設置工事等の2億9,500万円から、先ほど説明しました2,000万円の減額をいたしまして、工事請負費として2億7,500万円、19節の負担金、補助及び交付金につきましては、前回JR塩崎駅施設建築に係る負担金として4億8,028万3,000円に今回3,600万円をお願いしておりますので、合計で5億1,628万3,000円となります。また、22節の補償、補填及び賠償金につきましては1,250万円、28節の一般会計繰出金につきましては、同じく今回お願いしました水道への繰出金として280万円をそれぞれお願いし、合計で前回と合わせまして12億8,258万3,000円の繰り越しをお願いするものであります。

以上、繰越明許のご説明をいたしました。よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで都市計画課関係の質疑を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

続きまして、上水道課より第4款衛生費、第2項環境衛生費について説明を求めます。
飯沼上水道課長。

○上水道課長（飯沼 覚君） ご苦労さまです。

予算説明書の24ページ、お願いいたします。

4款衛生費、2項環境衛生費、環境衛生総務費の中の28繰出金のところがございますが、簡易水道事業特別会計繰出金157万4,000円の減額でございます。この内容につきましては、特別会計のほうで説明させていただきます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで上水道課関係の質疑を終了いたします。

以上で議案第2号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第2号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第2号の審査を終了いたします。

引き続き、補正予算の審査を行います。

ここでお諮りいたします。この後行います特別会計の審査方法であります。全て歳入歳出一括で説明を受け、審査したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、審査の方法は歳入歳出一括で行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第7号 平成24年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

飯沼上水道課長。

○上水道課長（飯沼 覚君） それでは、議案集の31ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

議案第7号 平成24年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、委託料、工事請負費等の入札差金によります不用額の減額をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ267万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,008万円とするものでございます。

それでは、別冊の補正予算説明書の96、97ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

では最初に、歳入から説明をさせていただきます。

第1款分担金及び負担金の1項負担金、1目簡易水道負担金65万1,000円の減額でござい

ますが、内容につきましては、市道下芦沢線道路改良に伴います配水管の布設工事及び消火栓修繕に係ります執行額確定に伴います負担金の減であります。

次に、第5款繰入金、1項一般会計繰入金の157万4,000円の減額でございますが、事務費等繰入金103万9,000円、建設改良費繰入金53万5,000円、それぞれ減額するものでございます。

次の6款繰越金44万5,000円の減額につきましては、前年度の繰越金の確定に伴います補正でございます。

ページをめくっていただきまして、次に歳出でございます。

第1款事業費、002一般管理費267万円の減額でございますが、内訳としまして、委託料、水質検査、テレメーター点検等の委託関係の見積もり差金によります不用額でございます、38万4,000円の減額。15節の工事請負費113万1,000円、これにつきましては市道下芦沢線配水管布設工事ほか3件、入札差金によります不用額でございます。備品購入費103万6,000円、これにつきましては検満に係ります量水器、水道メーター、見積もり差金によります不用額でございます。公課費の11万9,000円、これは納付消費税の差金分でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第7号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第7号 平成24年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で、本委員会に付託されました議案第7号を終了いたします。

次に、議案第10号 平成24年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

飯沼上水道課長。

○上水道課長（飯沼 覚君） それでは、議案集に戻っていただきまして、45ページをお願いします。

議案第10号 平成24年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、国から社会資本整備総合交付金が交付されることによりまして、水道事業の配水管布設工事に補助金としまして一般会計から水道事業会計に繰り入れられるため、補正をお願いするものでございます。

まず、第2条の資本的収入及び支出のうち、第1款資本的収入、第7項補助金に280万をお願いしまして、総額2億3,964万1,000円を予定するものでございます。また、支出につきましては、資本的支出の第1項建設改良費730万円をお願いしまして、総額7億176万9,000円を予定するものでございます。

次に、第3条、他会計からの補助金の第3号に改良工事費補助金の科目を設定いたしまして、280万予定するものでございます。

続きまして、別冊の水道事業会計補正予算説明書をお願いいたします。薄いほうです。よろしいでしょうか。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○上水道課長（飯沼 覚君） それでは、1、2ページをお願いいたします。

平成24年度甲斐市水道事業会計補正予算実施計画について説明いたします。

資本的収入及び支出のうち、収入ですが、先ほど説明しましたが、社会資本整備総合交付金、塩崎駅周辺整備事業の補助金としまして一般会計から繰り入れがありますので、他会計補助金に280万増額補正をお願いするものでございます。

次に、支出でございますが、資本的支出、建設工事費へ同事業に係ります新町山本線配水管布設工事分としまして730万増額しまして、3,401万7,000円を予定するものでございます。

なお、収入に対しまして不足します450万円につきましては、損益勘定留保資金で補填をする予定でございます。

また、この事業につきましては、翌年度に繰り越されて交付されるということなので、今年度中に資金の動きがございません。したがって、次の3、4ページ、平成24年度甲斐市水道事業予定貸借対照表につきましては、金額の動きがございませんので内容の変更はありません。資産合計、負債資本合計とも93億2,615万9,103円に変更がございません。

以上で説明は終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第10号の質疑を終了いたします

これより本委員会に付託されました議案第10号 平成24年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第10号を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

〔発言する者あり〕

○委員長（清水正二君） すみません。このまま続行します。申しわけありません。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時17分

○委員長（清水正二君） 再開いたします。

次に、議案第8号 平成24年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） それでは101ページ、下水道事業特別会計補正予算説明書に基づきまして、補正予算の説明書でございます。お願いいたしたいと思っております。

補正前の額、103ページになりますが、23億2,057万8,000円に補正額△の984万3,000円、歳入歳出合計で、23億1,073万5,000円をお願いしたいと思っております。

次に、106ページ、107ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

一般会計からの繰入金、先ほど都市計画課のほうで繰入金のお話がありましたが、その一般会計繰入金のほうが1,607万5,000円の減額でございます。

内訳といたしまして、流域下水道建設改良費繰入金124万7,000円、それから、甲斐市の公共下水、公債費、一般会計からの繰入金1,732万2,000円が減額でございます。

次に、繰越金ですけれども、323万2,000円を予定してございます。

それから市債でございます。下水道事業債、流域下水道事業債でございます。300万円、これにつきましては流域が行う緊急経済対策に伴う流域の建設負担金の増額でございます。また歳出のほうでご説明いたしたいと思います。

次の108ページのほうをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

まず、総務費の一般管理費、節8報償費でございます。100万の減額、これにつきましては受益者負担金の報償金、当初900万を想定しておりました。実際には100万ほど少ないというところで、100万減額でございます。

次に、13節委託料でございます。△の120万円、これは徴収委託を甲斐市と水道局、それから甲府市の水道局へはデータ委託ということで、徴収委託の部分で当初1万7,000世帯ほど計画してあったんですけれども、それが約1,300世帯ほど減ったということで、徴収委託費、甲斐市の水道局には1件当たり350円、それから甲府市のほうのデータをいただくのは241円というところの部分若干減りました。

それから27節公課費でございます。これは消費税の仕入れの部分、消費税の確定が去年の9月に確定してございます。それで、当初2,119万ほど計画してあったわけなんですけれども、消費税への支出が、455万5,000円が減額になるということでございます。

2款の流域下水道費でございます。19節負担金、補助及び交付金、プラス424万7,000円でございます。先ほどお話をしました釜無流域の幹線が4路線ほど緊急対策で県が行いたいということで、その部分の市の持ち出し部分、それから浄化センターの増設等がその中には含まれております。

次に、公共下水道事業費でございます。15節工事請負費、△の150万、これにつきましては県道や国道の既存のマンホールがあります。その高さ調整あるいは周りの舗装、そういうものが当初想定されておりましたけれども、実際には修繕をしなかったということで工事費の減額150万でございます。

それから公債費ですけれども、元金につきましては、財源更正ということで繰入金から△の160万円、下水道の一般財源からプラス160万円、それから利子ですけれども、市のほうの繰入金を△の1,572万2,000円を減額し、下水道会計の一般財源として988万7,000円を組み込み、差し引き△の583万5,000円を減額するものでございます。

また、111ページのほうをごらんいただきたいと思います。

繰越明許費でございます。

公共下水の補償、敷島地区の天狗沢2路線を下水道工事しております。その部分で甲府市への水道の2路線の補償の部分が、検査がまだ終わらないということで1,750万円の繰り越しを想定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 109ページの歳出で、一般管理費の中で報償費と委託料が減額されていますが、先ほどの説明ですと、受益者負担金が100万円ほど不用になったということと、甲府市の水道局に払う使用料徴収の委託料ですか、そちらも120万円ほど減っていますが、その関係、なぜこんなに、例えば報償費なんかも900万計上して100万減ったということは、当初予定した人が入らなかったのか、それとも一括で払う人が少なくなったのか、状況はどうしてこうなのか、内容をもう少し詳しく説明をしていただきたいということと、歳入に反映されていませんが、受益者負担金等も計上してあったと思いますが、2号のほうに。これ、そちらは減らなくても、歳入のほうはそのままでも更正する必要はなかったのか、その辺をもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○委員長（清水正二君） 廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） 報償費でございますけれども、まず下水の工事をいたしますと受益者負担金がそのエリアの皆さんにかかります。それで、報償金に対しましては、5年一括で受益者負担金をお支払いいただける方は19.2%、次の4年一括の方は15%と順番に下がっていきます。それで、一括で想定されていた人数が若干少なかったというようなことで、当初4,300万ほど受益者負担金全体で検討したわけですが、その中で5年一括が若干落ちたと。ただし、落ちた部分については4年一括、3年一括あるいは5年で分割20回払いというところがありますので、そちらのほうへ移行していったという結果で、受益者負担金の歳入の部分については変更がございません。

それから、先ほどの徴収委託料の部分ですけれども、これは甲斐市の水道局へ下水道の料

金も一緒に取っていただいていると。1件350円、その部分が春先、おととの震災後、4月、5月といった使用料の部分が大幅減ってきていると。ことしもどういふわけか、春先には予定より下がっているという経過の中で、件数はそれほど、予定していた件数より若干上がらなかったというのがその結果だと考えております。

〔「歳入」と呼ぶ者あり〕

○下水道課長（廣島 眞君） 今の歳入の部分ですけれども、先ほどの受益者負担金の歳入のほうについては、5年一括が入らないかわりに分割並びに4年以降の一括が入るだろうということで、この部分は変更がございません。

○委員長（清水正二君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 報償費、受益者負担金も払わない人が多いということじゃなくて、ただ、5年一括が4年一括とかあるいは2年になったりというようなことだからという説明をいただきました。それはそれでいいんですが、ただ、予算計上をするときに、5年一括が例えばこのくらい入るだろう、あるいは2年がこのくらいというようなことで予算計上して歳入を計上してあると思いますが、そういうことで5年の一括が少なくなれば、当然その年に入る歳入というものが減ってくるんじゃないかと思っておりますので、本来ですと、ここが減る以上は歳入のほうも減ってしかるべきじゃないかなというところで、ご説明というか、内容をお聞きしたわけです。

それから、水道のほうも使用料の徴収委託料が減るということは全体的に水道の使用料も減るんじゃないかということで、今も4月、春先が、使用が少なくなっているというようなご説明をいただきましたが、そうすると当初計上してあった水道の使用料と下水の使用料、リンクしていますので、それが減っているということは下水道の使用料も減ってきているんじゃないかなということで、当初予算に対して出だけ減らすのであれば、入のほうも本来減るんじゃないかなということでお聞きしたわけですので、その辺をもう少し詳しく、わかるように。

○委員長（清水正二君） 廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） 突然計画したボリューム、それから人数というものはございます。そのほかに猶予取り消しというのがございまして、受益者負担金を猶予している方のうちであれば、猶予が可能です。そういうものが今回受益者負担金として入って、当初計画してあったのより猶予取り消しがあった部分がプラスになるということで、それが相殺されたということでございます。

○委員長（清水正二君） 飯沼上水道課長。

○上水道課長（飯沼 覚君） 水道の使用料につきましては、2月まででございますけれども、波は当然ありますけれども昨年並みという数字を使っております。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

〔「よくわからない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） じゃ、当局のほうで、後で詳しく説明をお願いします。

ほかに質疑はございますか。

名取議員。

○議員（名取國土君） 109ページで、公共下水道維持管理費で、マンホールをたしか調整費ということで減額となっているんですけれども、これ、マンホールのかさ上げ調整ということですか。それは何カ所ぐらいのものですか、これ。

○委員長（清水正二君） 廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） 予定としてあったのは1カ所50万ほどかかります。それは舗装まで仕上げるんですけれども、国・県道ですので、交通制限、それから当然旗振りも結構前後に必ずありますので、国・県道の3カ所を想定しておりましたが、それがなかったという結果でございます。

○委員長（清水正二君） 名取議員。

○議員（名取國土君） これ3カ所分って今聞いたんですけども、3カ所分の予算を盛っておいたんですけども、これは工事がなかったということでもいいですか。

○委員長（清水正二君） 答弁。

廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） そのとおりでございます。

○委員長（清水正二君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの繰越明許のところ、検査が終わらないってということで1,750万ですか、繰り越したということですよ。これは、工事は終わっているわけですか。

○委員長（清水正二君） 廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） 工事のほうは上水も完了してございます。

○委員長（清水正二君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それで、一応これ今年度の事業でやって、検査が終わらないから繰り越したということですよ。結局こうなってくると、接続とかそういうのが遅くなるわけじゃないですか。その見通しってというのはどうなるんですか、検査が終わる見通しは。

○委員長（清水正二君） 廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） 3月末に、甲府市の立ち会いのもと検査をする手はずとなっております。ですから、供用開始を4月1日にできる段取りで進めております。

○議員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第8号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第8号 平成24年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で、本委員会に付託されました議案第8号を終了いたします。

これで議案審査を全て終了いたしました。

その他、委員より何かありましたらお願いいたします。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ事務局から何かありますか。

松井書記。

○書記（松井恵美君） 次回常任委員会の日程についてお願いいたします。

今回は、3月25日月曜日午前11時から道路整備計画の関係で行います。よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（清水正二君） その他を終了いたします。

以上をもちまして本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時36分